

印西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本市の地域福祉計画の策定をするにあたり、地域住民及び専門家等の意見を十分反映させるため、印西市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条の2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会に具体的事項の検討のため、部会を設置することができる。

2 部会で検討した事項は、委員会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日告示第43号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。